

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで

私は、婚姻（昭和 58 年 8 月 * 日）後の転居先に市町村役場から納付書が送付されたことを契機に、夫に相談した上で、金融機関で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

なお、私は、申立期間の国民年金保険料について、自分で納付したと認識しているが、申立期間前の保険料を納付してくれていた私の母が、申立期間の国民年金保険料も納付していたかもしれない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は転居先に送付された納付書により納付したと主張しているところ、戸籍の附票によると、申立人は、昭和 58 年 12 月 19 日に住民登録地を移動していることが確認できる上、国民年金被保険者名簿に記載されている市町村役場の電子計算処理システムへの登録月（昭和 59 年 3 月）から判断すると、申立人に対し、申立期間に係る現年度保険料の納付書を発行していたものと考えられる旨を移動後の同役場は回答しており、申立人は、移動後の市町村で申立期間の保険料を現年度納付することは可能であったものと考えられる。

また、申立期間は 3 か月と短期間である上、市町村の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間直後の昭和 59 年度の国民年金保険料が現年度納付されていることが確認できることから、申立人が、申立期間に係る保険料についても納付したものと考えることが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年

金保険料を納付していたものと認められる。

なお、申立人は、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたかもしれないと述べているところ、申立人の母親が保管する昭和 58 年度国民年金保険料納入通知書兼領収書を見ると、申立期間に係る領収印が二重線により消除されている上、申立人の母親が保管する「納付書兼納入済通知書」は、通常、保険料を収納した金融機関から市町村役場へ送達される通知書であることから判断すると、申立人の母親が納付したとされる申立期間の保険料は、申立人の住民登録地の移動（昭和 58 年 12 月 19 日）後の誤った領収（昭和 59 年 4 月 9 日）として、納付済みとされなかったものと考えることが相当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年6月までの期間及び55年12月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から同年6月まで
② 昭和55年12月から56年3月まで

私は、当時、居住していた住居に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は、3か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿から、昭和45年12月9日に払い出されたものと推認され、払出時点で、申立期間①の国民年金保険料は現年度納付できる期間であり、市町村の国民年金被保険者名簿によると、申立期間①直後の国民年金保険料が現年度納付されていることが確認できることから判断すると、申立人が、申立期間①に係る国民年金保険料のみをあえて納付しなかったとは考えにくい。

また、申立期間②は、4か月と比較的短期間である上、市町村の国民年金被保険者名簿によると、申立期間②前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、当該期間の前後において、申立人の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから判断すると、申立人が申立期間②の国民年金保険料のみをあえて納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA（船舶所有者）における船員保険被保険者資格取得日は昭和26年8月1日、資格喪失日は27年5月31日であると認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和26年8月から同年12月までは、4,000円、27年1月から同年4月までは6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年8月1日から27年5月31日まで

私は、昭和26年8月1日から27年5月31日まで、A氏のB丸に乗船勤務していたにもかかわらず、申立期間が船員保険に未加入とされているので、船員保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員手帳の記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において、Aが所有するB丸に操機手として乗船勤務していたことが推認できる上、当該船員手帳の船員保険関係欄を見ると、同氏を船舶所有者として、資格取得日が昭和26年8月1日と記載されていることが確認できる。

また、Aの船員保険被保険者名簿を見ると、申立人と異姓同名（姓はC）で、基礎年金番号に未統合の船員保険被保険者記録（職務は甲板員、資格取得日は昭和26年8月1日、資格喪失日は27年5月31日、生年月日のうち生年は同じ。）が確認できるところ、当時の複数の同僚等から、「申立人は、叔母（C姓）の家で育てられ、学校を卒業するまでCの姓を名乗っていた。」「B丸に乗船していた船員の中には、Cという姓で申立人と同名の者はいなかった。」旨の供述が得られた。

さらに、オンライン記録により、前述の未統合記録の氏名及び生年月日に

該当する被保険者は確認できない上、当該未統合記録の船員保険被保険者台帳の職務欄には「ソキ手」と記載され、申立人と同職種（操機手）であることが確認できることから考えると、当該未統合とされている船員保険被保険者記録は、申立人の記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 26 年 8 月 1 日に船員保険の被保険者資格を取得し、27 年 5 月 31 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合の船員保険被保険者記録から、昭和 26 年 8 月から同年 12 月までは 4,000 円、27 年 1 月から同年 4 月までは 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から平成元年 10 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月から平成元年 10 月まで

私は、私の母親から強く勧められたことから、国民年金加入時から国民年金保険料と一緒に付加保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

市町村の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録を見ると、申立人の申立期間における国民年金の定額保険料は納付済みとされていることが確認できるところ、申立期間当時、申立人が居住していた市町村役場からは、申立期間当時の付加保険料は、通常、定額保険料に付加保険料を加えた金額が印字されていた納付書により納付される取扱いとしていた旨の回答が得られていることから判断すると、15 か月の長期間にわたって、付加保険料のみの記録を市町村役場又は社会保険事務所（当時）が誤ったとは考え難い。

また、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録等を見ると、第 1 号被保険者とされていた申立人は、平成元年 11 月 29 日から第 3 号被保険者へ種別変更されたことにより、申立期間直後の元年 11 月及び同年 12 月の納付済保険料が 2 年 3 月に還付されていることが確認できるところ、当該還付保険料額（1 万 6,000 円）は、平成元年度の定額保険料（8,000 円）の 2 か月分の合計額と一致することから判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していなかったものと考えることが自然である。

さらに、市町村の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録を見ても、申立人が申立期間において付加保険料の納付申出を行ったことをうかがわせる痕跡は見当たらない上、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保

険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 4 日から 37 年 7 月 3 日まで

申立期間については、脱退手当金を支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受給するための手続をした記憶は無く、受け取った記憶も無いので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の健康保険の番号を含む前後の被保険者 101 人のうち、オンライン記録により、脱退手当金の受給要件を満たし、かつ申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後それぞれ 2 年以内に資格喪失している女性で、6 か月以内に厚生年金保険被保険者資格を取得していない 43 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、33 人に脱退手当金の支給記録が確認できる上、そのうち 32 人が資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金が支給決定されており、当該被保険者の中には、「自分では手続していないが、確かに脱退手当金をもらった。」旨を供述する者がいることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 37 年 8 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

高知厚生年金 事案 601

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から 49 年まで

私は、申立期間のうち、A社の2つの店舗に合計約1年6か月勤務していた期間があるにもかかわらず、厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を記憶する同僚の供述から、申立人は、A社の2つの店舗に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の複数の同僚からは、「当時、A社では試用期間があり、入社から1年後に厚生年金保険に加入した。」、「従業員の中には、厚生年金保険に加入させてもらえなかった者もいた。」旨の供述が得られている上、オンライン記録により、申立期間当時、A社での厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の同僚は、入社したとされる日から最短で0か月及び最長12か月经過した日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、当時、同社では、厚生年金保険の加入について区々の取扱いであったことが推認できる。

また、市町村の国民年金被保険者カード及びオンライン記録を見ると、申立人は、申立期間前の昭和47年9月から申立期間後の51年8月まで、国民年金に加入し、かつ当該期間は保険料納付済期間又は申請免除期間とされていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

高知厚生年金 事案 602

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 10 月から A 社に勤務していたにもかかわらず、同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年 12 月 1 日とされ、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和 40 年 10 月 1 日から A 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録により、申立人と同様、昭和 40 年 12 月 1 日に A 社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、かつ同社への入社日を記憶する複数の同僚は、入社したとする日から最短で 1 か月、最長で 8 か月経過した日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、オンライン記録を見ると、A 社に同時期に入社した者として申立人が氏名を記憶する同僚は、同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日が、申立人と同様、昭和 40 年 12 月 1 日とされている上、申立期間は厚生年金保険に未加入とされていることが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。